第 1 次富士山南東消防組合総合計画

令和3年度~令和12年度



富士山南東消防組合

目 次

第1編 序	序論	1
第1章	総合計画策定にあたって	2
第1節	策定の趣旨	2
第2節	総合計画策定の基本的考え方	4
第2章	消防組合の現況	5
第1節	消防組合の現況	5
第2節	災害の状況	6
第3節	組織	10
第4節	施設の状況	11
第5節	車両の状況	12
第3章	消防組合の課題	
第1節	消防体制	
第2節	組織力	19
第3節	火災予防	20
第4節	関係機関	21
第2編 基	基本構想	23
第1章	基本構想	24
第1節	総合計画の構成	24
第2節	基本構想(目指すべき消防の姿)	
第2章	施策の大綱	26
第1節	基本計画	26
第2節	実施計画	27
第3節	計画の期間	27
第3編 基	基本計画(重点項目)	
第1章	基本計画の体系	30
第2章	分野別重点項目	31
第1節	消防体制の充実	31
第2節	組織力の活性化	39
第3節	火災予防の推進	44
第4節	関係機関との連携強化	47
「参去容料」		50

第1編 序論



第1章 総合計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨

富士山南東消防組合(以下「消防組合」という。)は、消防広域化(以下「広域化」という。)による効果の一つとして、消防ポンプ自動車、救急自動車などが市町の枠を越えて出動し、広域化最大のメリットである初動体制の強化を図っています。そして、意思を一つに、スケールメリットを生かした消防力の提供を目的として、「三島市、裾野市及び長泉町広域消防運営計画(以下、「広域消防運営計画」という。)」を策定し、平成28年1月に消防組合を発足、同年4月から運用を開始しました。

広域化後は、昨日よりも今日、今日よりも明日と組織内の縦横の連携強化を図り、広域化の効果を十分発揮することができるよう、部隊運用及び事務処理等を一元管理するなど、消防行政の円滑な運用に努めてまいりました。

一方で、火災予防対策や超高齢社会※1に伴う救急需要の増大をはじめ、 大規模地震や集中豪雨などの自然災害、中高層建築物に係る災害など、様々 な災害に備えることが重要な課題となっています。

近年、少子高齢化の進行、人口減少社会への突入、社会経済のグローバル化の進展など、大きな改革期を迎えており、地方財政は、生産年齢人口の減少に伴い、市町税収入の増加が容易に期待できない状況が想定されます。

^{※1 65}歳以上の高齢者の占める割合が、全人口の21%を超えた社会

消防組合は、構成市町からの負担金を主な財源として消防行政を運営していることから、緊急度、重要度の高い事業等に限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的かつ効果的な行政運営が求められています。

このため、消防組合を取り巻く環境に配慮しつつ、住民の生命、身体及 び財産を様々な災害から守るため、消防行政を総合的かつ計画的に進める ため、今後の消防行政の指針とする総合計画を策定するものです。

第2節 総合計画策定の基本的考え方

総合計画には、時代の変化や新たな課題、多様化する住民ニーズ等に柔軟に対応していくことが求められています。

第 1 次総合計画では、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に進めていくことが重要であり、より実効性のある計画の策定に取り組みます。



第2章 消防組合の現況

第1節 消防組合の現況

第1項 管轄人口及び面積

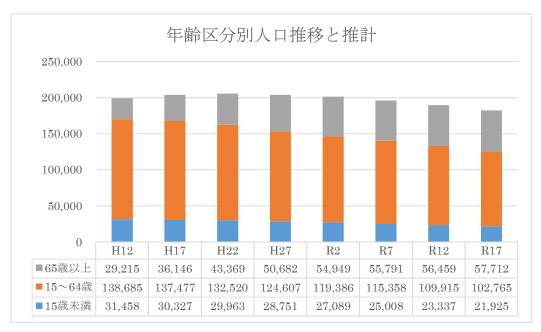
管轄面積と管内人口は、次表のとおりです。

	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km)
三島市	109,445	49,250	62.02
裾野市	51,552	21,669	138.12
長泉町	43,601	18,308	26.63
受託地区**2	75	39	0.21
合 計	204,673	89,266	226.98

(令和2年4月1日現在)

第2項 構成市町の人口推移と推計

管内の構成市町の人口、将来人口推計及び年齢区分別人口推計は、次のグラフのとおりです。**3



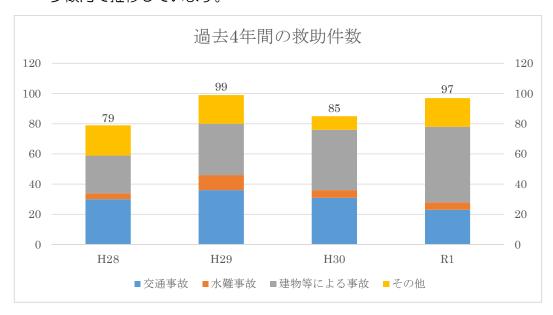
^{※2} 御殿場市から受託した御殿場市神山須釜地区

^{※3} 平成12年~平成22年年は国勢調査値、令和2年年以降は国立社会保障人口問題研究所による推計値

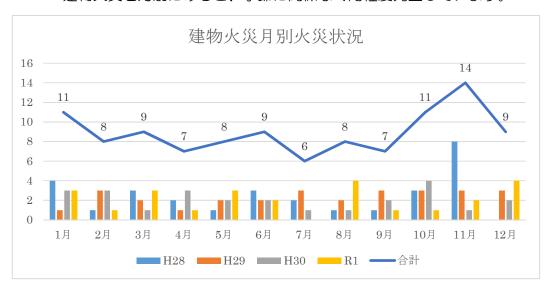
第2節 災害の状況

第1項 火災

過去4年間の火災*4の状況は次表のとおりです。建物火災は、若干の減 少傾向で推移しています。



建物火災を月別にみると、季節に関係なく同程度発生しています。



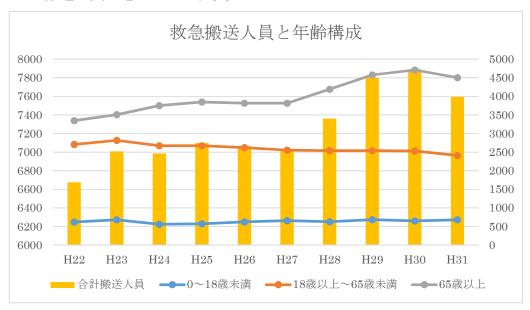
^{※4} 各年1月1日から12月31日までの件数、「その他」には林野火災を含む。

第2項 救急

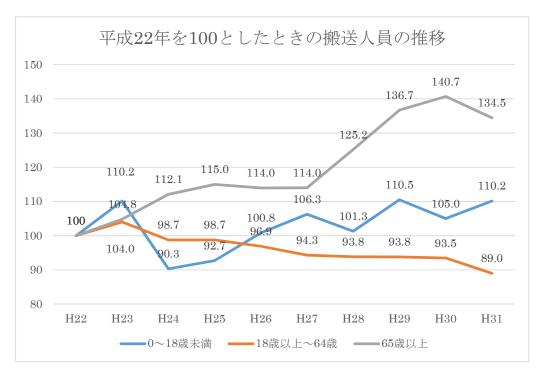
救急件数は、増加を続け平成 30 年には過去最高の 8,826 件の出動となりましたが、令和元年に組合設立以降初めて減少しました。また、救急件数の大半を占める急病での取扱いも同様の傾向を示しています。



救急件数に合わせ搬送人員も増加していますが、特に 65 歳以上の方の 搬送人員が増加しています。

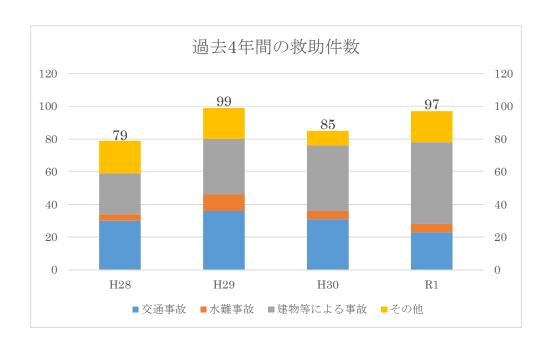


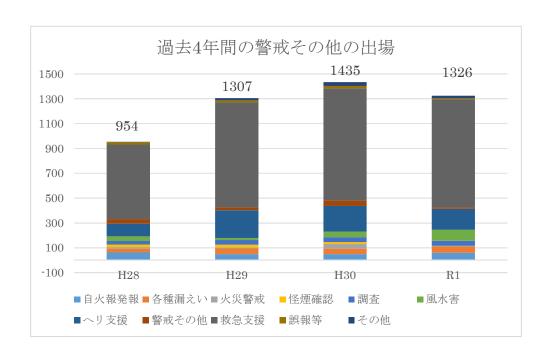
平成 22 年の搬送人員の各年齢構成を 100 とした場合、18 歳以上 65 歳未満の搬送人員が 1 割以上減少しているのに対し、65 歳以上の搬送人員は 3 割以上増加しています。



第3項 救助、警戒その他

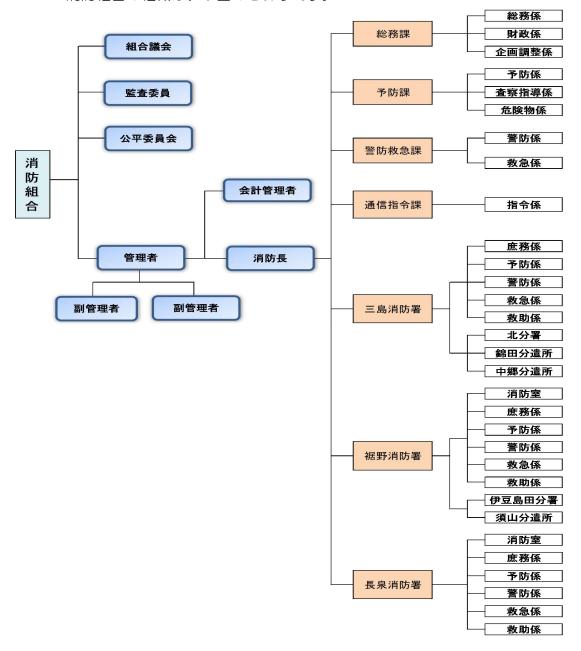
救助件数は、交通事故、建物等による事故が多く、警戒その他の出動では、ヘリ支援、救急支援(PA連携)の出動が大半を占めます。





第3節 組織

消防組合の組織は、下図のとおりです。



公平委員会は、消防組合と三島市、三島市外三ケ市町箱根山林組合、三島市外五ケ市町箱根山組合及び三島函南広域行政組合で共同設置しています。また、会計管理者は三島市会計管理者が併任しています。

第4節 施設の状況

消防組合では、令和2年4月、「広域消防運営計画」において、消防・ 救急力の機能強化のため計画していました、裾野消防署伊豆島田分署の運 用を開始しました。それに伴い、老朽化した同署茶畑分遣所を廃止し、ま た2隊以上出動することが可能な分遣所の名称を分署に改めました。

署所名称	建築年月	耐震 状況	敷地面積 (㎡)	延床面積(㎡)	建築経費	土地 所有者	建物所有者
消防本部三島署	H18.09	有	6466.58	3506.81	947	三島市	三島市
北分署	S59.01	有	1184.2	563.70 (うち 305.70)	47	三島市	三島市
錦田分遣所	H09.03	有**5	449.72	225.53 (うち 126.09)	55	三島市	三島市
中郷分遣所	S49.05	有**5	410.92	158.80	11	三島市	三島市
裾野署	H15.03	有	4545.75	3447.80	1,135	裾野市 個人	裾野市
伊豆島田 分署	R02.03	有	1805.08	955.63	466	組合	組合
須山分遣所	H21.11	有	1991.45	414.49	179	一般財団法人	裾野市
長泉署	H01.03	有	1609.03	1696.73	277	長泉町個人	長泉町
消防指令 センター	H26.03	有	_ *6	474.20 (うち 328.23)	167.4	三島市	三島市

^{※5} 非常用自家発電設備未整備

^{※6} 消防指令センターの敷地面積は、消防本部三島署の敷地面積に含まれる。

第5節 車両の状況

第1項 配備車両

(令和2年4月1日現在)

消防ポンプ自動車 4台(うち圧縮空気泡消火装置を装備3台)

水槽付消防ポンプ自動車 7台(うち圧縮空気泡消火装置を装備2台)

はしご付消防自動車 1台(30m級)

化学消防車 1台(泡消火型)

指揮車 3台

水槽車 1台(小型動力ポンプ付き)

救助工作車 3台

救急自動車 11台

その他 14台

※ 消防ポンプ車(水槽付含む)、救急車は、非常用*7を含みます。

【消防本部】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
指令車(三島 51)	H17	-	その他
広報車(三島 52)	H14	-	-
連絡車	H11	-	その他
ミニ消防車(三島 72)	H24	-	その他
救急普及啓発広報車	H26	-	その他

^{※7} 非常用消防ポンプ自動車は、非常時の場合又は消防用自動車等が故障した場合等に使用する車両。 非常用救急自動車は、多数の傷病者が発生した場合又は稼動中の救急自動車が故障した場合等に使用する 車両。

【三島消防署】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(三島 2)	H15	0	国庫
小型動力ポンプ付水槽車(三島 1O)	H11	-	-
はしご付消防自動車(三島 31)	H29	-	-
救助工作車(三島 41)	H31	0	国庫
救急自動車(救急三島 2)	H23	-	-
救急自動車(救急三島 4)	H22	0	国庫
指揮車(三島指揮 1)	H23	-	-
資機材搬送車(三島 71)	H28	-	-

【北分署】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
消防ポンプ自動車(三島 1)	H28	-	-
水槽付消防ポンプ自動車(三島3) 【非常用】	H10	-	-
救急自動車(救急三島 1)	H28	-	-
救急自動車(救急三島 5)	H24	-	その他

【錦田分遣所】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
消防ポンプ自動車(三島5)	H24	-	-

【中郷分遣所】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(三島 4)	H22	0	車

【裾野消防署】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(裾野 1)	H19	-	国庫(防)
消防ポンプ自動車(裾野5)【非常用】	H14	-	国庫(防)
化学消防車(裾野 6)	H27	-	国庫(防)
救助工作車(裾野 41)	H27	-	国庫(防)
救急自動車(救急裾野 1)	H30	-	その他
指揮車(裾野指揮 1)	H20	-	-
指揮広報車(裾野 61)	H28	-	-
防火指導車(裾野 62)	H24	-	-
資機材搬送車(裾野 71)	H26	0	-
連絡車	H30		

【伊豆島田分署】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(裾野 4)	H17	-	国庫(防)
救急自動車(救急裾野 2)	H23	0	その他
救急自動車(救急裾野 3)	H20		国庫(防)
連絡車(裾野 73)	H17	-	-

【須山分遣所】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(裾野3)	H30	0	国庫
救急自動車(救急裾野 5)	H21	-	国庫(防)
連絡車(裾野 75)	H21	-	その他

【長泉消防署】

車両名称	整備年度	緊援隊登録	補助金
水槽付消防ポンプ自動車(長泉 1)	H23	0	国庫
消防ポンプ自動車(長泉3)	H26	-	-
救助工作車(長泉 41)	H11	-	その他
救急自動車(救急長泉 1)	H31	-	その他
救急自動車(救急長泉 2)【非常用】	H20	-	-
救急自動車(救急長泉 3)【非常用】	H23	-	その他
指揮車(長泉 51)	H30	-	その他
広報車(長泉 52)	H17	-	-
作業車(長泉 61)	H25	-	-



第2項 車両の運用状況

多くの車両が乗換運用を行っていますが、消防組合発足以来、消防、救 急等の各種災害の発生状況の変化、また、令和2年4月1日の伊豆島田分 署の運用開始に合わせ、人員配置、車両配置等変更しました。

現在は、指揮車1台、救急自動車6台、消防ポンプ車(水槽付含む)4台、救助工作車1台、はしご車1台の13台が常時出動し、乗換運用で出動する車両は、6台となっています。

赤字:消防ポンプ自動車、青字:救急自動車

		コハノノ日勤単、 育子・牧忌日勤場
署所	常時出動車両	乗換出動車両
三島消防署	救急三島 2 号車	三島2号車
	救急三島 4 号車	または
	救助工作車	小型動力ポンプ付き水槽車
	はしご車	
北分署	救急三島 1 号車	三島 1 号車
		または
		救急三島 5 号車
錦田分遣所	三島5号車	
中郷分遣所	三島 4 号車	
裾野消防署	裾野 1 号車	救助工作車
	救急裾野 1 号車	または
		化学消防車
伊豆島田分署	救急裾野 2 号車	裾野 4 号車
		または
		救急裾野3号車
須山分遣所		裾野 3 号車
		または
		救急裾野 5 号車
長泉消防署	長泉 1 号車	長泉3号車
	救急長泉1号車	または
		救助工作車
	指揮車	

=乗換運用=

災害の種別に合わせ、対応する車両を選択し、いずれか 1 台が出動する 運用をいいます。例えば、消防ポンプ車と救急自動車が配備された署所で、 火災指令を受けた場合、消防ポンプ車で出動します。この場合、同署所の 救急車は出動できません。

第3章 消防組合の課題

第1節 消防体制

管内の消防署所は、広域化前と同じく8つの署所を配置し災害に対応していますが、建設後30年以上経過し老朽化が著しい庁舎、災害対応拠点としての非常用自家発電機設備を有していない庁舎、仮眠室の個室化や女性用施設の未整備などの庁舎があります。

また、従前の各消防署所の配置は市町単位での署所配置であり、広域化前の平成25年3月に調査した、「三島市、裾野市及び長泉町消防力適正配置調査報告書(財団法人消防科学総合センター)」では、調査時点の運用効果を維持した署所配置7か所が報告されました。

この調査を踏まえ、また、広域化によるスケールメリットを活かし、三島市、裾野市及び長泉町の市町境の裾野市伊豆島田地先に「裾野消防署伊豆島田分署」を令和2年4月1日に設置し運用を開始しました。

署所の移転、統廃合は、多額の経費を必要としますが、地域住民の理解 を得ながら、消防力の適正な配置を進める必要があります。

一方、消防車両は、消防ポンプ自動車、救急自動車は、消防力の整備指 針に示す台数は確保できているものの、はしご付消防自動車、化学消防車 などの特殊車両は不足しています。

常時出動 13 台、乗換出動 6 台、合わせて 19 台が通常時の災害に対応 します。しかし、乗換運用が多く保有する消防力が十分発揮できていませ んが、乗換運用を解消するためには、多くの職員を必要とします。

第2節 組織力

少子高齢社会、人口減少が進む中、消防を取り巻く環境の変化に的確に 対応する必要性があり、消防の広域化により初動体制の強化、増援体制の 充実及び現場到着時間の短縮が図られましたが、職員の人材育成の面から みると、経験豊富な職員の定年退職により消防活動能力の低下が懸念され る中、限られた経営資源の中で職員の人材育成を行う必要があります。

また、一部事務組合※8となったことから消防職員が一般行政事務を行うこととなり、その対応が急務となっています。

更には、地方公務員法の規定に基づく、定年退職する職員を再任用**することができることとなったことから、職員年齢構成の不均衡、職員の高齢化などの対応も必要となります。

^{※8 2}つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体

^{※9} 定年退職により、一旦退職した者を1年以内の任期を定め、改めて常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用すること。

第3節 火災予防

出火件数について、その構成比をみると全国と同様に管内においても建物火災が最も高い比率を占め、平成31年1月1日~令和元年12月31日中の火災件数43件のうち、建物火災は25件で、火災による死傷者の多くが建物火災により発生しています。

平成 16 年の消防法の改正により設置が義務付けられた住宅用火災警報器※10の令和元年度における管内設置率は79%(令和元年6月1日時点)であり、全国平均の82.3%(同)を若干下回っている状況です。

建物火災による死傷者や建物の被害を低減させるため、一般住宅の住宅 用火災警報器設置、維持管理の周知をはじめ、高齢者福祉施設や飲食店な どの多数の人が出入りする建物及び危険物施設等の法令違反に対しては、 違反が是正されるまで適切な査察を継続する体制を整えることが必要です。

20

^{※10} 家庭内で火災が起こった際に発生する煙や熱を感知し、音声や光により警報を発して火災の発生を知らせる機器

第4節 関係機関

我が国では、未曽有の大災害となった東日本大震災をはじめ、大規模土砂災害、火山噴火災害などの大規模災害が頻発しています。こうした災害の教訓を踏まえ、消防本部・消防団を中心に、地域が主体となった消防防災体制をより一層強化することが求められています。

今後発生が予想される南海トラフ巨大地震※11や首都直下地震※12などの大規模地震や消防本部の災害対応力を超える大規模特殊災害などに備え、近隣消防本部と消防相互の応援や民間団体との災害時における協力体制を構築するなど、関係機関とのより一層の連携強化が必要です。

*11 日本列島の太平洋沖、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震

^{※12} 東京都周辺の首都圏及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震

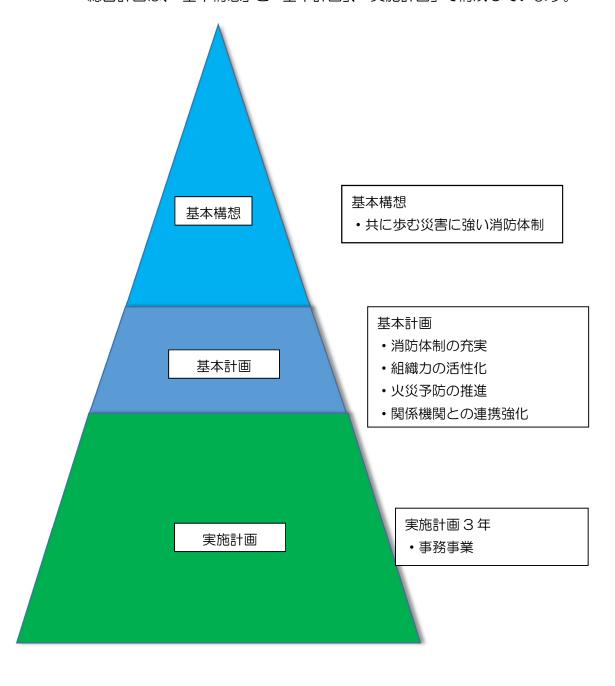
第2編 基本構想



第1章 基本構想

第1節 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成しています。



第2節 基本構想(目指すべき消防の姿)

「共に歩む災害に強い消防体制」

消防組合では、「共に歩む災害に強い消防体制」を目指すべき消防の姿と し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を担っていきます。

「共に歩む」とは、旧三島市消防本部、旧裾野市消防本部、旧長泉町消防本部の消防職員が一体となり、それぞれ今まで培った技術、知識、経験を結集し、より強固な消防体制の構築を図るとともに、地域住民のニーズに応えるべく、三島市、裾野市及び長泉町の消防団、地域自主防災組織、そして 20 万人余りの地域住民とともに、災害に強い消防体制を構築するという意味が込められています。

第2章 施策の大綱

第1節 基本計画

基本計画は、目指すべき姿である「共に歩む災害に強い消防体制」を構築するため、「消防体制の充実」、「組織力の活性化」、「火災予防の推進」、「関係機関との連携強化」の4つの柱を基本目標として体系的に整理します。

計画期間は、令和3年度を初年度として令和12年度までの10か年とします。なお、社会経済情勢の変化や構成市町の状況、計画の進捗状況、国の指針などを踏まえ、見直しの要否について検討し、見直しの必要がある場合は基本計画の見直しを行います。

共に歩む災害に強い消防体制 消防体制の充実 組織力の活性化 火災予防の推進 関係機関との連携強化

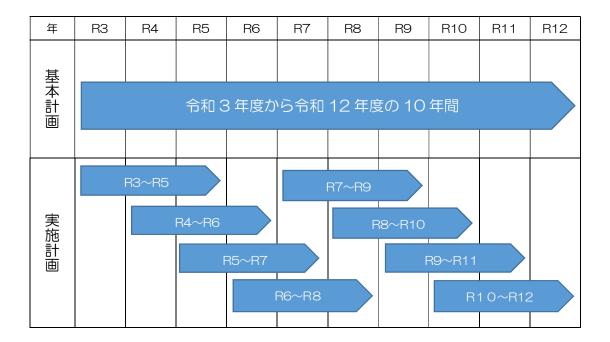
第2節 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策に沿って、必要な事業等について 整理し、計画の推進をより確かなものにするため3か年とし、評価結果や 社会経済情勢等を踏まえ、毎年見直し・策定を行います。この計画は総合 計画とは別に策定します。

第3節 計画の期間

【基本計画】 令和3年度から令和12年度の10年間

【実施計画】 3年間を単位とし、毎年見直しを行う。



第3編 基本計画(重点項目)



第1章 基本計画の体系

「消防体制の充実」、「組織力の活性化」、「火災予防の推進」、「関係機関との連携強化」の4つの基本構想を推進するため、重点項目を体系的に整理し、基本計画とします。

救急高度化推進消防防災活動
消防指令センター運営
消防施設整備
消防車両整備
総務管理
人事管理
火災予防推進
災害対応強化

第2章 分野別重点項目

第1節 消防体制の充実

近年の災害形態は複雑多様であり、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の下、消防広域化によるスケールメリットを活かし、現場活動人員の増強、出動消防車両の増強、初動体制の強化を図るとともに、市町境における現場到着時間の短縮に努め、また、管轄署所の相互出動を柔軟に行い消防体制の強化を図っています。

消防施設、消防車両は、整備計画に基づいた整備を進め、消防力の充実に努めます。



11 救急高度化推進			
現、状(課題)	各メディカルコントロール協 ※13と連携した訓練や再教育 命士※14の養成も併せて必要 ・ 高度な救命処置を提供するは 等の計画的な整備が重要であ ・ 救命率向上のためには応急 住民が救命講習を受講できる	高度化する救急業務に対応するため、 協議会(以下「MC協議会」といいます。) が必要であり、それらを統括する指導救 になります。 こは、高度救命資機材、高度訓練資機材 あり、継続的な導入や更新が必要です。 手当の普及啓発が不可欠であり、多くの る環境を整えるとともに、地域や職場で よう、応急手当指導員や普及員の養成を	
施策	・ 救急資機材及び高度訓練資機・ 応急手当の普及啓発・ 社会復帰率^{*15}の向上	機材の更新と維持管理	
主な事業	・ 救急活動事業・ 救急資機材維持管理事業	 救急救命士等教育事業 救急資機材整備事業	
成果	 ・ 救急救命士の資格者増員により、救急救命士の負担軽減や複数救急 救命士の救急車搭乗件数の増加が図られます。 ・ 各 MC 協議会と指導救命士の連携のもと、救急救命士の再教育を計 画的に行うことで、高度化する救急処置への対応が図られます。 ・ 高度訓練資機材の計画的な整備により、訓練内容の充実が図られ、 救急隊員の資質向上が期待できます。 ・ 応急手当指導員や普及員を養成するとともに、救命講習を定期的に 開催し、救命処置の普及啓発を行うことにより、救急隊到着前の応 急手当の実施率向上が期待できます。 		
成果指標Ⅰ	社会復帰率 令和元年度	目標値(令和 12 年度)	
	8.5%	13%	

^{※13} 救急救命士等が行う救急活動について、医療機関や医師が医学的な観点から指導、助言、検証または 教育し、救急活動の質の維持向上を図るために設置された協議会のこと。静岡県では、県単位、地域 単位及び地区単位の MC 協議会があり、医療機関、医師会、消防機関、健康福祉事務所等の職員で構成されている。

^{※14} 救急救命士や救急隊員の指導などにあたる、専門的知識を有する指導的立場の救急救命士

^{※15} 一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者のうち心拍を回復し、社会復帰できた人の割合

成果指標Ⅱ	心肺停止傷病者に対する応急手当実施率の状況		
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)	
	48%	75%	

【成果指標の説明】

成果指標 [社会復帰率

一般市民が目撃した心肺機能停止のうち、令和元年度の社会復帰率は、8.5%です。年間 0.5%の向上で令和 22 年度には 13%の社会復帰率を目指します。

成果指標Ⅱ 心肺停止傷病者に対する応急手当実施率の状況

心肺停止傷病者に対する市民が行った応急手当は、令和元年度は 48%で全国 平均の 50.7% (平成 30 年度消防白書) を若干下回っています。平成 8 年か らの集計による伸び率から令和 12 年度の目標値は 75% としました。



【写真】救急大事故訓練の様子

12 消防防災活動		
現、状(課題)	の連携を強化し、各種災害に 消防資機材を有効に活用する	限的な消防活動を遂行するため、署所間 正迅速的確に対応する必要があります。 るため、今後配備する各種資機材の仕様 方法を習熟するとともに、適正な維持管 の強化が必要です。
施策	・ 各署所合同による連携訓練の実施・ 各種資機材の計画的な整備の推進・ 警防救助に関する担当者会議の開催・ 指揮隊強化及び特別救助隊の創設・ 県消防長会、東部消防長会及び関係機関との合同訓練への参加	
主な事業	 消防活動事業 消防隊員等教育事業 消防等装備品貸与事業 警防救助資機材維持管理事業 警防救助資機材整備事業 消防施設等総合管理事業 	
成果	・ 指揮隊を強化することにより、現場指揮体制及び安全管理の強化徹底が図られます。・ 特別救助隊を創設することにより、複雑多様化する災害に迅速的確に対応することができます。・ 各種資機材の仕様を統一することにより、安全で円滑な現場活動を行うことができます。	
成果指標Ⅰ	個別計画に基づく各種資機材の整備状況令和元年度目標値(令和 12 年度)52%100%	

成果指標 I 個別計画に基づく各種資機材の整備状況

警防・救助用資機材の統一化を行い、現有資機材の更新計画を含めた個別整備計画を作成し整備します。

13 消防指令センター運営		
現 状	・ 最新鋭高機能指令システムは、計画的にハード及びソフトを更新し、	
(課題)	指令台の機能を維持していく必要があります。	
	・ 各種災害に対応するため、出動計画に基づき、迅速的確に指令業務	
	を行う必要があります。	
	・ 119番受信時に通報者に対	寸し、口頭指導 ^{※16} を実施することで救命
	の連鎖を機能させ、傷病者の	D救命率向上を図る必要があります。
	・ 地震や風水害などの大規模ジ	災害時において、限られた人員により、
	迅速的確に受信及び指令業務	务を行う必要があります。
施策	・ 更新計画に基づき、指令シス	ステム及び無線システムの更新整備実施
	・ 各種保守点検及び指令地図ラ	データ更新実施
	・ 指令業務事後検証実施	
	・ 非常災害時対応マニュアルに基づく災害対応実施	
主な事業	· 消防指令施設管理事業	
	・指令員研修事業	
成 果	・ 指令台及びデジタル無線の保守点検を行うことにより、システムが	
	正常、かつ、円滑に稼働できるよう使用部品等の確保及び機能維持	
	を図るため、万全な保守体制をとることができます。	
	・ 指令地図を更新することにより、災害地点を迅速に決定することが	
	でき、出動隊の出動が早くなることが期待できます。	
	・ 事案終了後、事案検証を実施することにより、取り扱いが統一した	
	考えのもと、円滑に災害対応することができます。	
	・ 通報者に対し口頭指導を実施することにより、救急隊が現場到着す	
	るまでの間、通報者による応急手当実施率向上が期待できます。	
成果指標 I	口頭指導による応急手当実施状況	
	令和元年度 目標値(令和 12 年度)	
	89.9%	100%

成果指標 I 口頭指導による応急手当実施状況

(口頭指導による応急手当実施件数÷応急手当が必要な傷病者×100) 応急手当が必要な傷病者に対し、通信指令員が口頭指導を行いますが、救急 隊引継ぎ時まで応急手当が行われていることが傷病者の予後を左右するこ とから、救急隊到着時までの応急手当実施率 100%を毎年目指し、通報者 に対し通信指令員による口頭指導を実施します。

^{※16}枚急車の出動要請を受けた際、通報内容から傷病者への応急手当が必要と判断した場合に、救急隊が 到着するまでの間、通報者に対して胸骨圧迫などの応急手当を指導すること。



【写真】消防指令センターの様子

14 消防施設整備		
現状	・ 各署所配置は、広域化前の7	市町単位を管轄とした配置であり、市町
(課題)	境の消防力強化が必要です。	
	・ 建設後 30 年以上経過し老権	5化が著しい庁舎、非常用発電設備が整
	備されていない庁舎、個室側	豆眠室が整備されていない庁舎、女性職
	員用の設備が整備されていた	い庁舎などの再整備が必要です。
施策	· 消防力適正配置調査報告書に	二基づく、より効率的かつ効果的な市町
	境の新署所整備	
	・ 署所の統廃合や移転などを係	半う署所配置のあり方やより適した配置
	場所などの調査研究	
	・ 施設保全計画による庁舎の維持管理	
主な事業	· 新署所整備事業	
成 果	・ 消防広域化時に策定された広域消防運営計画に沿った消防署所の整	
	備が進められます。	
	・ 公共施設等総合管理計画を策定し、当該計画に沿った管理を行うこ	
	とによって、施設の計画的な更新整備及び長寿命化が図られます。	
成果指標Ⅰ	広域消防運営計画に則った消防施設整備計画の進捗状況	
	令和元年度 目標値(令和6年度)	
	50%	100%

成果指標 I 広域消防運営計画に則った消防施設整備計画の進捗状況 消防施設整備計画に示す伊豆島田分署建設、中郷分遣所の改築を 100%として、進捗率を示しています。



【写真】令和2年4月に運用を開始した伊豆島田分署

15 消防車両整備		
現 状	・ 災害時に迅速的確に対応でき	きる消防力を維持するため、消防車両の
(課題)	計画的な整備が必要です。	
	・ 救急需要の増加に伴い、救急	急自動車や高度救命処置用資機材を維持
	するため、計画的な整備が必要です。	
施策	・ 消防車両の更新整備	
主な事業	・消防車両整備事業	
成 果	・ 消防車両整備計画に基づく整備を進めるとともに、消防需要を的確	
	に把握することで、車両の配置換えを行うなど効率的な運用が可能	
	となります。	
成果指標I	消防車両整備計画の進捗状況	
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)
	6% (2台)	100% (32台)

成果指標 I 消防車両整備計画の進捗状況

消防車両整備計画による更新台数(32台)を 100%として、令和元年度は整備 した進捗率を示しています。



【写真】富士山南東消防本部三島消防庁舎車庫風景

第2節 組織力の活性化

消防組合は、特別地方公共団体として固有の議会や執行機関を有しています。また人事・給与等、今まで消防本部で行っていなかった事務を安定的に遂行していくために構成市町から専門的知識をもつ事務職員の派遣を受け運営しています。

再任用制度の活用に加えて、新規採用職員の安定的・計画的な確保と 人事の新陳代謝を図り、政策法務能力の高い人材育成、若年職員への知 識・技術の伝承、救急救命士、予防技術資格者など専門資格者の育成を 図ります。

また、消防広域化のメリットを活かし、かつ、効率的な組織体制としましたが、消防行政の変化に的確に対応するため組織機構の見直しを図ります。



【写真】消防長点検の様子

21 総務管理		
21 総務管理 現 状 (課題)	 消防組合では、広域化により消防サービスの急激な変化や低下を起こさないよう旧消防本部の消防力を引き継ぐ形で運営していますが、広域化後の管内の消防需要等を調査研究し、住民ニーズに合った消防行政が行えるよう組織力を充実強化する必要があります。 現在、一般行政事務及び財務会計事務は、構成市町から一般行政職員の派遣を受けているほか、構成市町である三島市に会計事務を委託し運営していることから、消防組合が自立的運営を行えるよう人材育成を行うことはもとより、必要に応じ組織改革をする必要があります。 	
施策	 特別地方公共団体として、消防業務のみならず、固有の議会、執行機関を持っていることから、これらの事務を安定的に遂行する必要があります。 これまで市町の施策の一つとして消防行政を運営してきましたが、新たな一部事務組合として、消防行政を推進するための総合的な計画が必要です。 消防組合の施策や行事などのほか、市民・町民等に必要な消防情報を様々な媒体を通じ発信し、消防組合への理解と火災等の予防推進を図る必要があります。 	
JIE JA	総合計画の策定及び総合計画に基づく事務事業の実施組合議会の運営、監査事務の適正な執行地域住民に対する消防広報活動の実施	
主な事業	・ 消防吏員被服等貸与事業・ 情報系ネットワーク管理事業・ 公共施設等総合管理計画策定事業・ 広報広聴事業	
成果	 総合計画に基づき、自立した消防行政の推進が図られます。 毎年度3か年の実施計画を策定し実行することで、効率的かつ計画的に総合計画に沿った施策の実現が期待できます。 消防組合のホームページ等を利用した消防広報を行うことにより、火災等災害の予防推進が図られます。 	
成果指標Ⅰ	総合計画策定後の事務事業全 令和元年度 一%	本の進捗の状況 目標値(令和 12 度) 100%

成果指標Ⅱ	ホームページ閲覧状況(前年度比)	
	令和元年度 目標値(令和 12 年度)	
	100%	120%

成果指標 I 総合計画策定後の事務事業全体の進捗の状況

計画最終年を 100%とした進捗率

成果指標Ⅱ ホームページ閲覧状況(前年度比)

令和元年度のホームページ閲覧回数を 100%としたときの閲覧回数増加率



【写真】研修の様子

22 人事管理	
現(課題)	 消防組合が自立的運営を目指すためには、一般行政事務能力の高い人材育成が必要となります。 旧消防本部がそれぞれ培った知識、技術を融合し、消防力の強化に努める必要があります。その為には、各種職員間研修を行うほか、人事異動による旧消防本部間の交流が必要です。 旧消防本部ごとに職員の資格取得、研修等の履修状況が異なることから、人的消防力の均衡を図るため計画的な資格取得、研修等が必要です。 再任用制度の下、再任用職員が培ってきた専門知識や経験を積極的に活用できる環境を整備する必要があります。 消防力の整備指針、消防署所の適正配置、同規模消防本部等を調査研究し、専門性を高めるとともに、消防力の強化を図る必要があるため、退職職員、再任用職員の数を考慮した職員の新規採用など、人的資源を確保する必要があります。 職員個尺が情報セキュリティポリシーの基本的遵守事項を十分理解し行動できるよう効果的な教養指導を徹底し、情報資産の適正管理を図る必要があります。 メンタルヘルス事業対策を推進し、職員自身のストレスへの気づきを促し、自発的な対処及び健全な職場環境の維持を図る必要があります。
施策	 人事評価制度を導入した人材育成の実施(消防学校等教育計画、一般行政事務研修計画) 人員の適正管理 情報セキュリティポリシー遵守の徹底 ストレスチェック制度の推進、メンタルヘルスセミナー等への参加
主な事業	・ 人材育成事業・ 衛生管理事業

成果	・ 消防学校、消防大学校への職員派遣や一般行政事務研修を行うこと		
	により、必要な専門知識や技術の習得が可能となり、人材の育成が		
	図られます。		
	・ 長期に渡る教育機関への派遣は、計画的な行うことにより、現場活		
	動人員の確保が可能です。		
	・ 職員に対し極力公平な教育権	機会を与え、適切な人事ローテーション	
	を推進することで、人的消防力の均衡が図られます。		
	・ 定員適正化計画を策定し推進することにより、新規採用職員数と再		
	任用職員数とのバランスを考慮した安定的かつ計画的な人的資源の		
	確保と人事の新陳代謝が図られます。		
成果指標 I	消防学校等教育計画に沿った研修状況		
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)	
	94.3%	100%	
成果指標Ⅱ	メンタルヘルスセミナー参加割合		
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)	
	- %	100%	

成果指標 I 消防学校等教育計画に沿った研修状況 消防学校等教育計画に沿った教育実施率

成果指標Ⅱ メンタルヘルスセミナー参加割合

毎年実施しているメンタルヘルスセミナーへの参加率

第3節 火災予防の推進

超高齢社会を迎え、住宅火災による高齢者の被害が増加傾向にあることから、住宅火災による被害の低減を図るため、ホームページや広報紙、街頭広報等を利用して、住民の防火意識の向上を推進します。

不特定多数の人が出入りする施設や危険物施設などの立入検査を積極的 かつ効果的に実施し火災予防対策を推進します。

また、消防法令違反の施設に対しては是正指導を継続して行います。



【写真】予防査察の様子



【写真】防炎講座の様子

31 火災予防	推進	
現状(課題)	ることから、住宅火災による 強化が必要です。 ・ 管内には火災が発生した際に 不特定多数の人が出入りする 祉施設等の火災による人命を	火災による高齢者の被害が増加傾向にある被害の低減を図るため住宅防火対策のこ、被害が拡大するおそれのある工場やる施設が多くあります。また、高齢者福 被害の拡大も懸念されています。これら おぎ、損害を最小限に抑えるとともに、 なめられています。
施策	・ 住宅防火の推進・ 予防査察の強化	
主な事業	· 住宅用火災警報器設置促進事	写業 · 防火対象物立入検査事業
成果	ホームページや広報紙、街頭 設置と維持管理の徹底を周知 防火対策の推進に取り組むる 火災の発生を未然に防ぐ為成 て毎年度作成する査察重点 対果的な立入検査の実施ができる 消防法令違反の施設に対して	ては、人命危険の高い違反の是正を最優 Eに向けた指導を継続して実施すること
成果指標Ⅰ	住宅防火の推進(住宅用火災	
	令和元年 79	目標値(令和 12 年)
成果指標Ⅱ	住宅防火の推進(住宅火災のと	出火率 単位:件/万人)
	令和元年度	目標値(令和 12 年)
	0.49	0.25
成果指標Ⅲ 	予防査察の強化(年間立入検注	
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)
	21.9	21.0

成果指標 I 住宅用火災警報器設置率

住宅用火災警報器設置率(%)

二住宅用火災警報器設置世帯数÷調査世帯数×100

引き続き既存住宅への住宅用火災警報器の設置促進と維持管理を働きかけ、

住宅火災による被害の軽減を目指します。

成果指標Ⅱ 住宅火災の出火率

住宅火災出火率(件/万人)=住宅火災件数÷人口×10,000

5割減を目指します。

出火率とは、人口 10,000 人当たりの出火件数を言います。

成果指標Ⅲ 年間立入検査実施率

立入検査実施率(%)=実施数÷対象物数×100

査察計画に基づき管内にある施設に対して継続して実施する立入検査の割合は毎年約21%を維持していきます。



【写真】一日消防署長による街頭周知活動の様子

第4節 関係機関との連携強化

大規模災害に対応するため、消防防災関係機関との連携を強化するとともに、 消防相互応援協定等、各種協定の締結や緊急消防援助隊^{*17}等への登録など、災 害対応力の強化を図ります。

41 災害対応	強化
現状(課題)	・ 大規模災害時における消防活動体制の強化が必要です。 ・ 構成市町実情を踏まえて、構成市町担当課との連携強化を確立する
(UARZ)	とともに、大規模災害による被害を最小限にくい止めるため、消防 団をはじめとする消防防災関係機関との連携を確立することが必要です。 ・ 大規模災害が発生した場合における、広域的な相互応援体制の確立 が必要です。
施策	・ 富士山南東消防組合連絡調整会議の開催・ 災害応援体制の充実
	・ 広域応援体制の充実
	・消防団との連携強化
主な事業	・ 大規模災害対応合同訓練事業・ 消防署・消防団合同訓練事業・ 消防団本部会議等への参加による情報共有・ 消防団員訓練指導・ 震災時食糧備蓄事業
成 果	 構成市町消防団など、消防防災関係機関との連携を強化することで、大規模災害時に消防力を最大限に発揮することができる消防活動体制の充実が図られます。 緊急消防援助隊に必要となる装備や資機材を計画的に整備し、また、減災に向けた応援計画等の整備を進めることにより、広域応援活動の強化が図られます。 震災発災後16時間は全職員が活動し、その後交代で3日間の連続勤務をする計画を立てています。また、全職員の食糧を確保することにより、食事の不安なく活動することができます。

_

^{※17} 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された部隊の名称

成果指標 I	大規模災害対応合同訓練	
	令和元年度	目標値(令和 12 年度)
	30	50
	食糧備蓄率	
成果指標Ⅱ	令和元年度	目標値(令和 12 年度)
	15%	100%

成果指標 I 大規模災害対応合同訓練

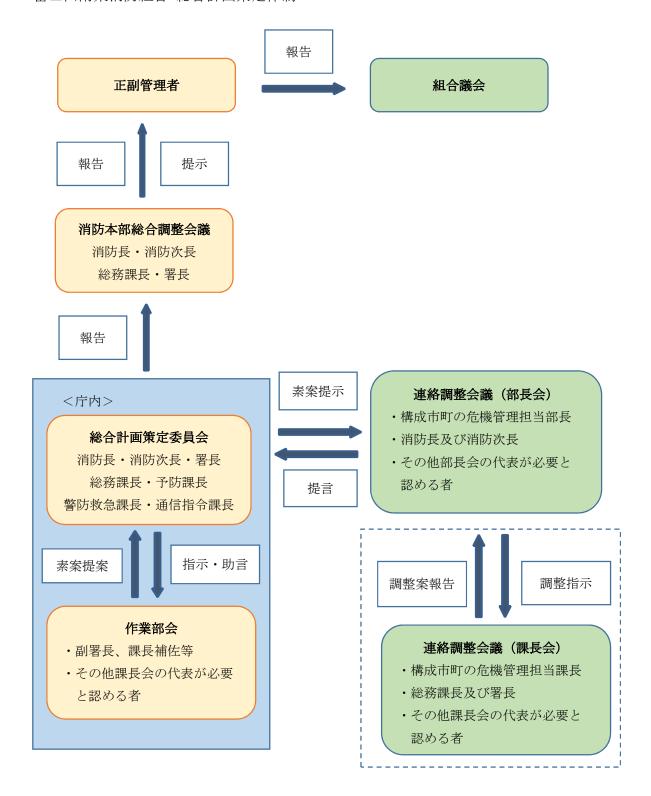
緊急消防援助隊訓練など、関係する他の機関との大規模災害対応合同訓練の 実施回数

成果指標Ⅱ 食糧備蓄率

全職員に5日分の食糧を確保するために5ヶ年計画で備蓄を実施し100% 達成後は1年毎に食糧の入れ替えを行います。

[参考資料]

富士山南東消防組合 総合計画策定体制



平成30年3月1日 制定

(設置)

第1条 富士山南東消防組合の総合計画の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に 推進するため、富士山南東消防組合総合計画策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 総合計画の素案に係る重要事項の調査及び審議に関する事項
 - (2) 総合計画の素案の策定に係る総合調整に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
 - (1) 消防長
 - (2) 消防次長
 - (3) 消防署長
 - (4) 課長

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、消防長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議のてん末を管理者に報告しなければならない。 (作業部会)
- 第6条 総合計画の素案の策定を円滑に行うため、委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

第1次富士山南東消防組合総合計画

【発行】富士山南東消防組合 〒411-0837 静岡県三島市南田町 4 番 40 号 TEL/055-972-5801 FAX/055-973-0125 http://fdfujisan-nantou.shizuoka.jp/